

# 植替促進費チェックシート

令和6年10月17日

一般社団法人 日本森林技術協会

※このチェックシートは、事業参加者が、「植替促進費」の交付を受けようとする林業経営体及び森林所有者に対して実施内容や提出書類等に不備がないか確認するためのものです。

## 【支援を受けるための要件（植替促進費）】

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	植替促進費の支援対象は、林業経営体が森林所有者に働きかけを行い、森林経営の受託契約を締結して森林経営計画を策定・変更したスギ人工林について、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者である。
<input type="checkbox"/>	植替促進費の支援対象となる森林では、事前に「植替活動金」の交付申請のための手続きを行っている。
<input type="checkbox"/>	植替促進費は、植替活動金の交付申請を行った同年度内に伐採を終了し、交付申請も行う。
<input type="checkbox"/>	植替促進費の支援を受け、伐採後に「花粉の少ない苗木等」の植替の事実がないことが明らかとなったとき、補助金が返還となる場合があることを理解している。
<input type="checkbox"/>	植替促進費の支援に際し、伐採面積の測量を行った場合は、森林経営計画の伐採面積ではなく、実際に伐採した測量面積が交付対象となる。
<input type="checkbox"/>	支援要件である「①花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合」では、対象となる森林の伐採を全てチェーンソーで実施する必要があり、高性能林業機械との併用は支援対象から外れる。
<input type="checkbox"/>	上記支援要件で、造材においては高性能林業機械の使用が認められている。
<input type="checkbox"/>	支援要件である「②ア 伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合」及び「②イ 伐採地の中心から集積地までの距離が1,000m以上2,000m未満の場合」については、伐採地の中心から集積地までの距離を図面上で明確に示す必要がある。
<input type="checkbox"/>	支援要件①と②を同一林分で申請することはできない。

【提出書類（植替促進費）】

チェック	確認事項
□	植替活動金の申請において、森林経営計画書（写し）を提出している。
□	植替活動金の申請において、森林経営計画認定書（写し）を提出している。
□	植替活動金の申請において、森林所有者との間で取り交わした森林経営委託契約書（写し）を提出している。
□	植替促進費の支援要件「①花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合」で、チェーンソー伐採を証明する書類（作業日報、作業写真、伐根写真等）を提出する。
□	植替促進費の支援要件「①花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合」で、実際の伐採面積を確認するため、公的主体が認めた書類（伐採完了届等）や測量図面等を提出する。
□	植替促進費の支援要件「②ア 伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合」及び「②イ 伐採地の中心から集積地までの距離が1,000m以上2,000m未満の場合」では、伐採地、作業道及び集積地（土場）が掲載され、伐採地の中心から集積地までの距離が計測可能な図面を提出する。

【手続きについて（植替促進費）】

チェック	確認事項
□	植替促進費の提出書類は、事業参加者に提出する。
□	植替促進費は、基本的に、事業参加者を通じて森林所有者の口座に振り込まれることになるので、事業参加者に振込口座情報を提出する。
□	植替促進費を、森林所有者と森林経営委託契約を結んだ林業経営体の口座に振り込む場合、植替促進費であることが分かるように経理書類を整理する。